

# 条例議案の概要

－平成29年6月定例会－

## 目 次

議案第 50 号 盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 51 号 盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	7
議案第 52 号 盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の 一部を改正する条例について	14
議案第 53 号 盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について	16
議案第 54 号 盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例につ いて	18
議案第 63 号 専決処分につき承認を求めることについて	21
(盛岡市市税条例等の一部を改正する条例)	

議案第 50 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の例に準じ、雇用保険法（昭和49年法律第 116号）に規定する基本手当に相当する退職手当を同法に規定する個別延長給付等の例により支給することができることとともに、同法に規定する移転費に相当する退職手当の支給対象とする者を追加しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 退職後に失業している職員が次のいずれかに該当し、かつ、市長が雇用保険法に規定する指導基準に照らして職業安定法（昭和22年法律第 141号）に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものである場合に、雇用保険法に規定する基本手当に相当する退職手当を、同法の例により所定給付日数を超えて当該職員に支給することができることする。

ア 特定退職者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者その他の規則で定める者をいう。以下同じ。）であって、心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者、災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者等に相当するもの

イ 障がい等の理由により就職が困難な者であって、災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者等に相当するもの

ウ 特定退職者（平成34年3月31日以前に退職した職員に限る。）であって、雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住しているもの（アに掲げる者を除く。）

(2) 雇用保険法の規定による移転費に相当する退職手当の支給対象に、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する者を加える。

3 施行期日

- (1) 2-(1) 公布の日  
(2) 2-(2) 平成30年1月1日

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 <u>平成29年 月 日条例第 号</u></p> <p>第1条から第10条まで 略 (失業者の退職手当)</p> <p>第11条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相</p> <p>第1条から第10条まで 略 (失業者の退職手当)</p> <p>第11条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する</p>	

改正後	改正前
<p>当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるものであつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。</p> <p>(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間</p> <p>全額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額</p> <p>前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるものであつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。</p> <p>(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間</p>	

改正後	改正前
3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。	3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えた第1項に規定する支給期間」とする。	4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えた第1項に規定する支給期間」とする。
勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。	5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する期間を加算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えた第1項に規定する支給期間」とする。

改正後	改正前
(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額	(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。	6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。 (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額	7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。 (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額 (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

改正後	改正前
8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。	8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。	9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。
10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合 (2) その者が次のいずれかに該当する場合 <u>ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> <u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる</u>	10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

改正後	改正前
者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	
(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合	(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合
(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合	(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給ができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額 (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額 (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額 (4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職	11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給ができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額 (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額 (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額 (4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5) 公共職業安定所 の紹介した職

改正後	改正前
業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額	業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額	(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。	12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。	13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。	14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数	(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数	(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定により退	15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定により退

改正後	改正前	
職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。	職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。	
16 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。	16 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。	
17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。	17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。	
第12条から第22条まで 略 附 則 第1項から第16項まで 略	第12条から第22条まで 略 附 則 第1項から第16項まで 略	
17 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第10項	第11条第28条まで	第28条まで及び附則第5条
第11条第10項第2号	2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な範	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な範

	改正後	改正前
	<p>当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p>	

#### 附 則 路

##### 附 則（平成29年条例第1号）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって同条例第11条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を経じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条例第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）

#### 附 則 路

	改正後	改正前
	<p>第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第11条第11項（第5号に係る部分に限り、盛岡市職員の退職手当に関する条例第11条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。</p>	

財政部 市民税課  
資産税課

議案第 51 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、家庭的保育事業等の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の算定に係る割合を定めるとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

個人市民税の所得割を非課税とする範囲等についての規定の整理を行う。

(2) 固定資産税及び都市計画税関係

ア 課税標準の特例として次の(ア)から(ウ)までに掲げる固定資産に係る課税標準となるべき価格に乗ずる割合を、当該(ア)から(ウ)までに定めるとおりとする。

(ア) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（事業所内保育事業にあっては利用定員が5人以下のものに限る。）の用に直接供する家屋及び償却資産 3分の1

(イ) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に企業主導型保育事業の運営費に係る国の補助を受けた者が設置する事業所内保育事業を目的とする施設で、児童福祉法（昭和22年法律 164号）等の認可を受けていないものの用に供する固定資産 3分の1

(ウ) 緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置する市民緑地の用に供する土地 3分の2

イ 認定長期優良住宅及びサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の適用に係る申告手続を定める。

3 施行期日

(1) 2-(2) ア(ア)、(イ) 及びイ 公布の日

(2) 2-(1) 平成31年1月1日

(3) 2-(2) ア(ウ) 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: center;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>平成29年6月1日条例第1号</u></p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第51条まで 略</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p> <p>第51条の2 法第349条の3第28項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>(固定資産税の税率)</p> <p>第51条の3 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。</p> <p>(施設建築物に対する固定資産税の不均一課税)</p> <p>第51条の4 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋に対して課する固定資産税の税率は、前条_____の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課すこととなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法附則第15条の6から第15条の9までの規定による減額の適用を受けない部分 前条_____に規定する税率の2分の1</p> <p>(2) 法附則第15条の8第3項の規定による3分の1の減額の適用を受け部分 前条_____に規定する税率の4分の3</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該家屋の平面図を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定</p>	<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: center;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第51条まで 略</p> <p>(固定資産税の税率)</p> <p>第51条の2 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。</p> <p>(施設建築物に対する固定資産税の不均一課税)</p> <p>第51条の3 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋に対して課する固定資産税の税率は、第51条の2の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課すこととなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法附則第15条の6から第15条の9までの規定による減額の適用を受けない部分 第51条の2に規定する税率の2分の1</p> <p>(2) 法附則第15条の8第3項の規定による3分の1の減額の適用を受け部分 第51条の2に規定する税率の4分の3</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該家屋の平面図を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定</p>

改正後	改正前
<p>の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 建築年月日及び登記年月日</p> <p>第52条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の3の2まで 略</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第35条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得額を除く。)を課さない。</p> <p>2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用について、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第3条の4第2項」とする。</p> <p>第4条から第7条の2まで 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 建築年月日及び登記年月日</p> <p>第52条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の3の2まで 略</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第35条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得額を除く。)を課さない。</p> <p>2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用について、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第3条の4第2項」とする。</p> <p>第4条から第7条の2まで 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p>

改正後	改正前
3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。	3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。
4 法附則第15条第2項第7号に規定する割合は、4分の3とする。	4 法附則第15条第2項第7号に規定する割合は、4分の3とする。
法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。	7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。
8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。	8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。
9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。	9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。
10 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。
11 <u>法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。</u>	
12 <u>法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。</u>	
13 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。  <u>(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</u>	11 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。
第7条の3 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	
(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日	
(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出	

改正後	改正前
<u>する場合には、同日までに提出することができなかつた理由</u> <u>(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</u>	
第7条の4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について施行令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日  (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	第7条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 耐震改修が完了した年月日	(4) 耐震改修が完了した年月日
(5) 耐震改修に要した費用	(5) 耐震改修に要した費用

改正後	改正前
(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
<b>第7条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</b>	<b>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</b>
(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
<b>第7条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</b>	<b>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</b>

改正後	改正前
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 烈度改修工事が完了した年月日	(4) 烈度改修工事が完了した年月日
(5) 烈度改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等	(5) 烈度改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等
(6) 烈度改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(6) 烈度改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
<b>第7条の8 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</b>	<b>第7条の6 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</b>
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 耐震改修が完了した年月日	(4) 耐震改修が完了した年月日
(5) 耐震改修に要した費用	(5) 耐震改修に要した費用
(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (特定烈度改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (特定烈度改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
<b>第7条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定烈度改修住宅</b>	<b>第7条の7 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定烈度改修住宅</b>

改正後	改正前
<p>宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積  (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日  (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日  (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等  (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由  (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積  (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日  (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日  (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等  (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由  (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p><u>第7条の10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p>	<p><u>第7条の8 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p>

改正後	改正前
<p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日  (4) 耐震改修が完了した年月日  (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用  (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>8条から第15条の2まで 略  (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項、第44項若しくは第45項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第16条から第39条まで 略  附 則 略  附 則（平成29年条例第1号）  (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 附則第3条の4第1項の改正規定及び次項の規定 平成31年1月1日  (2) 附則第7条の2の中第11項を第13項とし、第10項の次に2項を加える改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）（都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日  (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 改正後の新岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の4第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、</p>	<p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日  (4) 耐震改修が完了した年月日  (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用  (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>第8条から第15条の2まで 略  (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第39項若しくは第42項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第16条から第39条まで 略  附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>平成30年度分までの個人の市民税について、なお従前の例による。      (固定資産税に関する経過措置)。</p> <p>3. 新条例第51条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税から適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。      (盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)。</p> <p>4. 盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例      (平成28年条例第48号)の一部を次のように改正する。      第2条中「第51条の2」を「第51条の3」に改める。      (調整規定)。</p> <p>5. この条例の施行の日が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における新条例附則第15条の3の規定の適用については、同条中「第44項若しくは第45項」とあるのは、「若しくは第44項」とする。</p>	

【附則第4項】盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例      平成28年12月22日条例第48号      改正 略  <u>平成29年6月1日条例第1号</u>      盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例      第1条 略      (固定資産税の不均一課税)      第2条 法第5条第19項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連絡法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特</p>	<p>○盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例      平成28年12月22日条例第48号      改正 略      盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例      第1条 略      (固定資産税の不均一課税)      第2条 法第5条第19項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連絡法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特</p>

改正後			改正前		
特別償却設備等	年度	率	特別償却設備等	年度	率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.14	法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年 度	100分の0.35		第1年度の翌年 度	100分の0.35
	第1年度の翌々 年度	100分の0.7		第1年度の翌々 年度	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.14	法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年 度	100分の0.467		第1年度の翌年 度	100分の0.467
	第1年度の翌々 年度	100分の0.933		第1年度の翌々 年度	100分の0.933

第3条から第7条まで 路  
 附 則 略  
 附 則 (平成29年条例第 1号)  
 この条例は、公布の日から施行する。

第3条から第7条まで 路  
 附 則 略

議案第 52 号

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第 168号）の改正を受けて、復興産業集積区域において施設等を新設し、又は増設した個人事業者又は法人に対する固定資産税の課税免除の要件である指定事業者又は指定法人としての指定を受ける期間を4年延長しようとするものである。

2 改正の内容

指定事業者又は指定法人として県からの指定を受ける期限を平成29年3月31日から平成33年3月31日に改める。

3 施行期日

公布の日

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 平成24年12月25日条例第38号</p> <p>改正 略 <u>平成29年6月1日条例第1号</u></p> <p>盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域の区域内において当該認定復興推進計画に定められた法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（課税免除の適用）</p> <p>第2条 東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは法第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって令第1条第1号に規定する認定日から<u>平成33年3月31日</u>までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（同号に規定する認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の</p> <p>○盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 平成24年12月25日条例第38号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域の区域内において当該認定復興推進計画に定められた法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（課税免除の適用）</p> <p>第2条 東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは法第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって令第1条第1号に規定する認定日から<u>平成29年3月31日</u>までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（同号に規定する認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の</p>	

改正後	改正前
<p>用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>（課税免除の申請等）</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を同項の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>（課税免除の取消し）</p> <p>第4条 市長は、前条第2項の規定による審査の結果、固定資産税の課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除の決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。 (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき課税免除の決定を取り消した場合においては、当該決定を受けた者が賦課されるべきであった固定資産税額を追徴することができる。</p> <p>（他の条例との関係）</p> <p>第5条 第2条の規定により課税免除の適用を受けた対象施設等については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略 <u>附 則（平成29年条例第1号）</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>（課税免除の申請等）</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を同項の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>（課税免除の取消し）</p> <p>第4条 市長は、前条第2項の規定による審査の結果、固定資産税の課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除の決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。 (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき課税免除の決定を取り消した場合においては、当該決定を受けた者が賦課されるべきであった固定資産税額を追徴することができる。</p> <p>（他の条例との関係）</p> <p>第5条 第2条の規定により課税免除の適用を受けた対象施設等については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 53 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

平成28年台風第10号による災害の被災者を支援するため、県立高等学校の例に準じ、当該災害により甚大な被害を受けたと認めた者について、市立高等学校の入学考查料及び入学料を免除できることとしようとするものである。

2 改正の内容

入学考查料及び入学料の免除及び還付に関する特例を適用することができる者に、平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者を加える。

3 施行期日

公布の日

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市立高等学校授業料等条例 昭和40年3月29日条例第19号 改正 略 <u>平成29年3月1日条例第1号</u></p> <p>盛岡市立高等学校授業料等条例 盛岡市立高等学校授業料等条例(昭和23年条例第29号)の全部を改正する。 第1条から第3条まで 略 (入学考査料の納付方法)</p> <p>第4条 高等学校に入学を出願する者は、入学考査料を入学願書に添えて納付しなければならない。 (入学料の納付方法)</p> <p>第5条 高等学校に入学を許可された者は、入学料を当該入学許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。 (授業料の減免)</p> <p>第6条 市長は、経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると教育委員会が認めた者に対しては、授業料を減免することができる。 (授業料等の還付の制限)</p> <p>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項本文及び同条第2項の規定により納付した授業料(同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。)並びに同条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>2 授業料の額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては月額3,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,000円)とし、昭和56年度にあつては月額4,500円(市の区域内に住所を</p>	<p>○盛岡市立高等学校授業料等条例 昭和40年3月29日条例第19号 改正 略</p> <p>盛岡市立高等学校授業料等条例 盛岡市立高等学校授業料等条例(昭和23年条例第29号)の全部を改正する。 第1条から第3条まで 略 (入学考査料の納付方法)</p> <p>第4条 高等学校に入学を出願する者は、入学考査料を入学願書に添えて納付しなければならない。 (入学料の納付方法)</p> <p>第5条 高等学校に入学を許可された者は、入学料を当該入学許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。 (授業料の減免)</p> <p>第6条 市長は、経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると教育委員会が認めた者に対しては、授業料を減免することができる。 (授業料等の還付の制限)</p> <p>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項本文及び同条第2項の規定により納付した授業料(同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。)並びに同条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>2 授業料の額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては月額3,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,000円)とし、昭和56年度にあつては月額4,500円(市の区域内に住所を</p>

改正後	改正前
<p>有しない者については、月額4,800円とする。</p> <p>3 市の区域内に住所を有する者の納付すべき入学料の額は、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては1,200円とし、昭和56年度にあつては1,400円とする。</p> <p>4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)又は平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、入学考査料及び入学料を免除することができる。</p> <p>5 前項の規定に基づき入学考査料及び入学料を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる入学考査料及び入学料は、還付する。</p> <p>(1) 東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者が平成23年3月11日以後に納付した入学考査料及び入学料</p> <p>(2) 平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者が平成28年9月1日以後に納付した入学考査料及び入学料</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則 略</b></p> <p>附 則(平成29年条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>有しない者については、月額4,800円とする。</p> <p>3 市の区域内に住所を有する者の納付すべき入学料の額は、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては1,200円とし、昭和56年度にあつては1,400円とする。</p> <p>4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。 )により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、入学考査料及び入学料を免除することができる。</p> <p>5 前項の規定に基づき入学考査料及び入学料を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、平成23年3月11日以後に納付された入学考査料及び入学料は、還付する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則 略</b></p>

議案第 54 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、改良住宅のうち市営青山三丁目アパート14号館を、市営住宅のうち市営青山三丁目アパート16号館をそれぞれ廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）の一部改正

別表から市営青山三丁目アパート14号館を削る。

(2) 盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部改正

別表から市営青山三丁目アパート16号館を削る。

3 施行期日

平成29年7月1日

【第1条】盛岡市改良住宅条例の一部改正 新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略 <u>平成29年6月 日条例第 号</u>					○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略				
盛岡市改良住宅条例 第1条から第41条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成29年条例第 号)</u>					盛岡市改良住宅条例 第1条から第41条まで 略 附 則 略				
<u>この条例は、平成29年7月1日から施行する。</u>									
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
名称	位置	竣工(しゆん)工年度	戸数	構造	名称	位置	竣工(しゆん)工年度	戸数	構造
市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭48	32	中層耐火5階建	市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭48	32	中層耐火5階建
市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭54	21	中層耐火5階建	市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭54	21	中層耐火5階建
市営青山三丁目アパート15号館	盛岡市青山三丁目	昭45	18	中層耐火5階建	市営青山三丁目アパート14号館	盛岡市青山三丁目	昭44	48	中層耐火3階建
					市営青山三丁目アパート15号館	盛岡市青山三丁目	昭45	18	中層耐火5階建

【第2条】盛岡市市営住宅条例の一部改正 新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 <u>平成29年6月 日条例第 号</u>					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略				
盛岡市市営住宅条例 目次及び第1条から第69条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成29年条例第 号)</u>					盛岡市市営住宅条例 目次及び第1条から第69条まで 略 附 則 略				
<u>この条例は、平成29年7月1日から施行する。</u>									
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
名称	位置	竣工(しゆん)工年度	戸数	構造	名称	位置	竣工(しゆん)工年度	戸数	構造
路	路	路	路	路	路	路	路	路	路
市営青山三丁目アパート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32 (うち中層耐火4階身体障害者用住宅1)		市営青山三丁目アパート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32 (うち中層耐火4階身体障害者用住宅1)	
市営青山三丁目アパート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36 (うち中層耐火4階身体障害者用住宅1)		市営青山三丁目アパート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36 (うち中層耐火4階身体障害者用住宅1)	
市営青山三丁目アパート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち中層耐火4階身体障害者用住宅1)		市営青山三丁目アパート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち中層耐火4階身体障害者用住宅1)	

改正後					改正前				
			1)					1)	
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目 路	平26 路	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	路	市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目 路	平26 路	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	路
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目 路	昭47 路	45 中層耐火5階 建	路	市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁目 路	昭46 路	32 (うち中層耐火5階 身体障害者用住宅 4)	路
					市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目 路	昭47 路	45 中層耐火5階 建	路

財政部 市民税課

資産税課

市民部 健康保険課

## 議案第 63 号

### 専決処分につき承認を求ることについて（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例）

#### 1 改正の趣旨

第 193回通常国会において「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」が可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 個人市民税関係

- ア 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の期間を平成33年度まで延長する。  
(現行：平成30年度まで)
- イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の期間を平成32年度まで延長する。 (現行：平成29年度まで)

##### (2) 固定資産税関係

- ア 震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置について次のように規定する。 (平成28年4月1日以後に生じた震災等から適用する。)
  - (7) 震災等により被災した家屋又は償却資産の代替資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、4年度分2分の1とする特例措置を定める。
  - (1) 被災市街地復興推進地域が定められた場合には、被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期間を4年度分と定める。
  - イ 特定耐震基準適合住宅及び特定熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者の申告手続きを定める。

##### (3) 国民健康保険税関係

低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

※前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

- ア 5割軽減の拡大－軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円 + <u>26.5</u> 万円×被保険者数	33万円 + <u>27</u> 万円×被保険者数

イ 2割軽減の拡大－軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円 + <u>48</u> 万円×被保険者数	33万円 + <u>49</u> 万円×被保険者数

※ 7割軽減は現行の33万円で改正なし。

#### (4) 軽自動車税関係

ア 一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の軽減措置の適用期限を2年延長し、平成29年度及び平成30年度中に初回車両番号指定を受けた場合の3輪以上の軽自動車に当該軽減措置を適用する。

イ 軽減措置対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段によるものであるときは、当該認定等の申請をした者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずる。

#### 3 施行期日

平成29年4月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: center;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>平成29年3月1日条例第1号</u></p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第34条まで 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるとき(<u>特定配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額について</p>	<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: center;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第34条まで 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第38条第1項の規定による申告書</u>(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるとき(<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額について</p>

改正後	改正前
<p>は、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘査して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第38条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘査して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第38条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>	<p>は、適用しない。</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第38条第1項の規定による申告書</u>(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>

改正後	改正前
第36条から第36条の7まで 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	第36条から第36条の7まで 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第36条の8 所得割の納稅義務者が、第35条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同前第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第36条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第36条の8 所得割の納稅義務者が、第35条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第36条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納稅義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納稅義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。
3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。	3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。
第37条から第45条の4まで 略 (法人の市民税の申告納付)	第37条から第45条の4まで 略 (法人の市民税の申告納付)
第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市	第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市

改正後	改正前
長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。
2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外國法人が、外國の法人税等を課された場合に、法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外國法人が、外國の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。 <u>第5項第1号において同じ。</u> )の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする <u>第5項第1号において同じ。</u> )の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。
4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

改正後	改正前
<p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p>	<p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p>
<p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条</p>	<p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条</p>

改正後	改正前
<p>の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>（法人税割に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>（法人税割に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の算の基礎となる期間から控除する。
4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を	4 第2項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を

改正後	改正前
<p>減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p>	<p>減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</p>
第45条の7から第50条まで 略 (固定資産税の課税標準)	第45条の7から第50条まで 略 (固定資産税の課税標準)
第51条 基準年度（昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数を経過するごとの年度をいう。以下同じ。）に係る試課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る試課期日における価格（以下「基準年度の価格」と	第51条 基準年度（昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数を経過するごとの年度をいう。以下同じ。）に係る試課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る試課期日における価格（以下「基準年度の価格」と

改正後	改正前
いう。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。	いう。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。
2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度(基準年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事項があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか、又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比拠する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。	2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度(基準年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事項があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか、又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比拠する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
(1) 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情 (2) 町村の区域の全部若しくは一部の区域の組入	(1) 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情 (2) 町村の区域の全部若しくは一部の区域の組入
3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度(昭和33年度を除く。)をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事項があつたため同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合には、当該価格とする。以下の項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事項があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失ると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課	3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度(昭和33年度を除く。)をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事項があつたため同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合には、当該価格とする。以下の項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事項があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失ると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課

改正後	改正前
税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。	税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
4 第2年度において新たに固定資産税を課すこととなる土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。	4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において第2項各号に掲げる事情があるため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。	5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において第2項各号に掲げる事情があるため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
6 第3年度において新たに固定資産税を課すこととなる土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。	6 第3年度において新たに固定資産税を課すこととなる土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
7 債却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該債却資産の価格で債却資産課税台帳に登録されたものとする。	7 債却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該債却資産の価格で債却資産課税台帳に登録されたものとする。
8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。	8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

改正後	改正前
9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項、第63条第1項第8号及び第64条の2において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。	9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項、第63条第1項第8号及び第64条の2において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。	10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。
第51条の2から第52条まで 略 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による改正の方法の申出）	第51条の2から第52条まで 略 （施行規則第15条の3第2項の規定による改正の方法の申出）
第52条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による改正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合 (4) 補正の方法	第52条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による改正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合 (4) 補正の方法
2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)	2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

改正後	改正前
第52条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (3) 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 各共用土地納稅義務者の住所及び氏名、各共用土地納稅義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納稅義務者の当該共用土地に係る持分の割合 (5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	第52条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (3) 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 各共用土地納稅義務者の住所及び氏名、各共用土地納稅義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納稅義務者の当該共用土地に係る持分の割合 (5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第64条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（以下この項及び第64条の3において「被災年」という。）の翌年度又は翌々年度（以下この項及び第64条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年で同項に規定する避難の指示等（以下この項及び第64条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第64条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（以下この項及び第64条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年で	2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第64条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（以下この項及び第64条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第64条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（以下この項及び第64条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年で

改正後	改正前
<p>あるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を試課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第64条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。同条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を試課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋（次号において「被災区分所有家屋」という。）の被災年度に係る試課期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となつた震災等（法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第64条の3第1項第4号において同じ。）の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納稅義務者又は特定被災共用土地納稅義務者（前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあつては、特定仮換地等納稅義務者）全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>第53条から第64条の2まで 略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第64条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を試課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を試課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納稅義務者が施行令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる</p>	<p>あるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を試課期日とする年度までの各年度_____</p> <p>_____の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋（次号において「被災区分所有家屋」という。）の被災年度に係る試課期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となつた震災等（法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第64条の3第1項第4号において同じ。）の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規</p>

改正後	改正前
<p>定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納稅義務者又は特定被災共用土地納稅義務者（前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあつては、特定仮換地等納稅義務者）全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>第53条から第64条の2まで 略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第64条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を試課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を試課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納稅義務者が施行令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる</p>	<p>定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納稅義務者又は特定被災共用土地納稅義務者（前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあつては、特定仮換地等納稅義務者）全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>第53条から第64条の2まで 略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第64条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を試課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を試課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納稅義務者が施行令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる</p>

改正後	改正前
者との関係	者との関係
(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積	(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積
(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号	(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となつた震災等の発生した日時及びその詳細	(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となつた震災等の発生した日時及びその詳細
(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由	(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に際し必要と認める事項	(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に際し必要と認める事項
2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。	2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分
第65条から第146条の10まで 路 (保険税の減額)	の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。 第65条から第146条の10まで 路 (保険税の減額)
第147条 次の各号に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに	第147条 次の各号に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに

改正後	改正前
同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。	同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。
(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者	(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定維続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円	(ア) 特定世帯及び特定維続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円
(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円	(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円
(ウ) 特定維続世帯 1世帯について 1万2,548円	(ウ) 特定維続世帯 1世帯について 1万2,548円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定維続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円	(ア) 特定世帯及び特定維続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円
(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円	(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円
(ウ) 特定維続世帯 1世帯について 3,728円	(ウ) 特定維続世帯 1世帯について 3,728円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、

改正後	改正前
33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>27万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>26万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円
(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円	(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円
(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円	(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>49万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>48万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円
(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円	(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,240円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,240円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円
(イ) 特定世帯 1世帯について 710円	(イ) 特定世帯 1世帯について 710円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,280円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,280円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円
第147条の2から第150条まで 略	第147条の2から第150条まで 略
附 則	附 則
第1条から第5条の6まで 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	第1条から第5条の6まで 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第38条第1項の規定による	第6条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第38条第1項の規定による

改正後	改正前
<p>申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする。</p>	<p>申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする。</p>
<p>第7条 略 (読替規定)</p> <p>第7条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>第7条 略 (読替規定)</p> <p>第7条の2 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349条の5 」とあるのは、「若しくは 第349条の5 」とする。 5 又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p>	<p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第39項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第40項に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>12 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p>

改正後	改正前
<p>(5) 防震改修に要した費用            (6) 防震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 施行令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別            (5) 居住安全改修工事が完了した年月日            (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費            (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(5) 防震改修に要した費用            (6) 防震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別            (5) 居住安全改修工事が完了した年月日            (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費            (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日            (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等            (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の6 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 耐震改修が完了した年月日            (5) 耐震改修に要した費用            (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (特定热损失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日            (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第36項に規定する補助金等            (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>

改正後	改正前
<p>号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日            (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等            (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の6 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 耐震改修が完了した年月日            (5) 耐震改修に要した費用            (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由            (特定热损失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）            (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積            (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日            (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日            (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第36項に規定する補助金等            (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>

改正後	改正前
<p><b>第7条の7</b> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積  (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日  (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日  (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等  (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由  (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p><b>第7条の6</b> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p><b>第7条の8</b> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p><b>第7条の6</b> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>

改正後	改正前																																																
<p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積  (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日  (4) 耐震改修が完了した年月日  (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用  (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由  <b>第8条から第13条まで 路</b>  (軽自動車税の税率の特例)</p> <p><b>第13条の2</b> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 15%;">3,900円</td> <td style="width: 15%;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 15%;">3,900円</td> <td style="width: 15%;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>2,700円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	第75条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円	<p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積  (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日  (4) 耐震改修が完了した年月日  (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用  (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由  <b>第8条から第13条まで 路</b>  (軽自動車税の税率の特例)</p> <p><b>第13条の2</b> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 15%;">3,900円</td> <td style="width: 15%;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 15%;">3,900円</td> <td style="width: 15%;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>2,700円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	第75条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																																															
	6,900円	8,200円																																															
	1万800円	1万2,900円																																															
	3,800円	4,500円																																															
	5,000円	6,000円																																															
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																																															
	6,900円	1,800円																																															
	1万800円	2,700円																																															
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																																															
	6,900円	8,200円																																															
	1万800円	1万2,900円																																															
	3,800円	4,500円																																															
	5,000円	6,000円																																															
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																																															
	6,900円	1,800円																																															
	1万800円	2,700円																																															

改正後			改正前		
	3,800円 5,000円	1,000円 1,300円		3,800円 5,000円	1,000円 1,300円
法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第75条第2号ア	3,900円 6,900円 1万800円 3,800円 5,000円	2,000円 3,500円 5,400円 1,900円 2,500円	第75条第2号ア	3,900円 6,900円 1万800円 3,800円 5,000円	2,000円 3,500円 5,400円 1,900円 2,500円
4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第75条第2号ア	3,900円 6,900円 1万800円 3,800円 5,000円	3,000円 5,200円 8,100円 2,900円 3,800円	第75条第2号ア	3,900円 6,900円 1万800円 3,800円 5,000円	3,000円 5,200円 8,100円 2,900円 3,800円
5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日か					

改正後			改正前		
ら平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
(軽自動車税の賦課徴収の特例)					
第14条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。			第14条 刪除		
2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）					

改正後	改正前
<p>後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。」</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用について は、同条中「納期限（）とあるのは、「納期限（附則第14条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。」</p> <p>第14条の2から第15条の2まで 略 (競替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第39項若しくは第42項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第16条から第19条まで 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 当分の間、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第35条第1項及び第2項並び</p>	<p>第14条の2から第15条の2まで 略 (競替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第32項、第42項若しくは第45項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第16条から第19条まで 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 当分の間、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第35条第1項及び第2項並び</p>

改正後	改正前
<p>に第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第35条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第35条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第35条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいすれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>に第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第35条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
第21条及び第22条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	第21条及び第22条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第22条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因	第22条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因

改正後	改正前
となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項_____に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項_____において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。	となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項_____の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。
(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額	(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額	(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは_____。当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。	2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合はにおいては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。
3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第	3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第

改正後	改正前
33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の額度は、第1項に規定する優良住宅地等のための額度又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための額度に該当しないものとみなす。	33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の額度は、第1項に規定する優良住宅地等のための額度又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための額度に該当しないものとみなす。
第23条から第25条まで 路 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	第23条から第25条まで 路 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第25条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	第25条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。 (2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。 (2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条

改正後	改正前
の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」と	の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」と

改正後	改正前
<p>いう。)については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかる。他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第38条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</p>	<p>いう。)については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかる。他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第38条の2第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(<u>条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</u>)</p> <p>第25条の3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にか</p>	<p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(<u>条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</u>)</p> <p>第25条の3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にか</p>

改正後	改正前
かわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	かわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。	(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定	(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定

改正後	改正前
する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。	する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書	4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの中告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

改正後	改正前
<p>に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。」</p> <p>(1) 第38条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得</p>	

改正後	改正前
<p>金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書</u>」</p> <p>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。</p> <p>第25条の4から第39条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成29年条例第一号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第225条の4から第39条まで 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第38条第1項の規定による申告書</u>（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>これらの申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。</p>

改正後	改正前
<p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第45条の5第3項及び第5項並びに第45条の6第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第45条の5第3項又は第45条の6第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。  <u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第51条第8項及び附則第7条の2（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>3 新条例第52条の3第2項及び第64条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧</p>	

改正後	改正前
<p>法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。  <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを盛岡市市税条例第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。  <u>(国民健康保険税に関する経過措置)</u></p> <p>第5条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	